

7 入札第 101 号 J アラート受信機について

この入札は、**1 回目**の**入札書**の**提出**を**郵送**に**限定**した入札です。

また、**中小企業者**を対象とした入札です。

特に、次のことに留意のうえご参加ください。

- 1 . 入札書は **一般書留 簡易書留 特定記録** のいずれかの方法で必ず「**1 0 月 3 0 日 1 7 : 0 0 (必 着)**」までに、物品管理室に届くように**郵送**してください。持参、普通郵便等による方法の場合又は期限後に届いた場合、その入札は**無効**となります。
- 2 . 入札書は、内封筒及び外封筒の**二重封筒**としてください。二重封筒でなかった場合、その入札は**無効**となります。
それぞれの記載例については別紙参照
- 3 . 1 回目の郵送する入札書には、代理人の記名・押印は**不要**です。
- 4 . **一般競争入札参加申請書**は「**1 0 月 3 0 日 1 7 : 0 0 (必 着)**」までに、物品管理室に届くように**提出**してください。期限までに届かなかった場合、**入札書**が期限内に届いても、その入札は**無効**となります。
郵送（できるだけ一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で提出ください。）、持参又は F A X 等のいずれかの方法により提出
郵送、F A X 等で申請される場合は、提出の事実が確認できるような資料の提供を求める場合があります。
- 5 . 代理人が開札に立ち会う場合は、開札日当日（**1 0 月 3 1 日**）に**委任状**の提出が必要です。

内封筒及び外封筒の記載例

- 内封筒... **1 回目**の**入札書のみ**を入れ**封かん**する。

○ 入札第 ○ ○ 号
○ ○ ○ ○ 装置

住 所 : 長崎県長崎市尾上町3 - 1
商 号 : 株式会社 長崎県庁
代 表 者 : 代表取締役 ○ ○ ○ ○

入札書在中

- 外封筒...上記**内封筒**を入れ**封かん**する。

(一般競争参加申請書を同封することも可。)

〒850-8570
長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県出納局物品管理室 行き

書 留

住 所 : 長崎県長崎市尾上町3-1
商 号 : 株式会社 長崎県庁
代 表 者 : 代表取締役 ○ ○ ○ ○
担 当 者 : ○ ○
T E L : 095-895-2881
F A X : 095-894-3468

一般競争入札予定表

入札件名：7入札第101号 Jアラート受信機

購入請求課：基地対策・国民保護課

公告日		10月6日		
郵送入札受領期間		10月6日	～	10月30日 (17:00)
入札参加申請受付期間		10月6日	～	10月30日 (17:00)
同等品	受付期間	10月6日	～	10月20日 (17:00)
	回答期限	10月23日		
質問	受付期間	10月6日	～	10月20日 (17:00)
	回答期限	10月23日		
開札日		10月31日 (10:00)		
入札会場		長崎県庁行政棟 1 階 入札室		
納入期限		令和8年3月19日		

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 10 月 6 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

7 入札第 101 号 J アラート受信機 1 台

(2) 購入物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和 8 年 3 月 19 日

(4) 納入場所及び条件

① 納入場所 長崎県庁 行政棟 3 階 危機管理部執務室（長崎市尾上町 3－1）

② 条 件 仕様書のとおり

(5) 入札の方法

① 前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

② 入札書は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。

(6) 契約方法

電子契約又は書面契約（選択方式）

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。

(2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 17 年長崎県告示第 474 号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を令和 7 年 10 月 1 日現在で有している者であること。

(4) 前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している **中小企業者** であること。

(5) この公告の日から 10 の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(6) この公告の日から 10 の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町 3－1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

4 契約条項を示す場所

3 の部局等とする。

5 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上（<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>）において、掲載する。

6 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和7年10月30日 17時00分

7 同等品承認願の提出場所及び提出期限

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和7年10月20日 17時00分

8 入札書及び契約の手續において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所 長崎県出納局物品管理室

(2) 受領期限 令和7年10月30日 17時00分(必着)まで

(3) 提出方法 郵送(一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法)により受領期限内必着のこと。

なお、悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、受領期限日時を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

10 入札書の開札場所及び日時等

(開札場所) 長崎県庁行政棟1階 入札室

(開札日時) 令和7年10月31日10時00分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札書開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。また、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (21) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

この入札は、第1回目の入札書の提出を郵送のみに限定した入札です。
下記を熟読のうえ、入札に参加くださいますよう、お願いします。

〔開札日時〕 令和7年10月31日10時00分 開始

〔そ の 他〕 開札に、代表者本人が立ち会う場合、又は年間委任状を提出済みの代理人が立ち会う場合は、名刺等（運転免許証、健康保険証等、本人であることが確認できるもの。）の提示が必要になること。

また、年間委任状を提出していない代理人が開札に立ち会う場合は、「委任状（調達様式第9号）」（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。以下同じ。）の提出が必要になること。

なお、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札者及び日本郵便株式会社に瑕疵のない特別な理由が発生した場合、開札日時を延期することもあるので、事前に2の部局に確認すること。

（7）質問書の提出について

当該入札に関する質問については、「質問書（調達様式第6号）」を下記提出場所へ令和7年10月20日17時00分までにFAX等にて提出すること。なお、必ず着信の確認を行なうこと。

※回答については、令和7年10月23日までに「質問への回答書（調達様式第7号）」によりFAXにて回答します。また、質問のうち全参加者に関する内容は物品管理室HPに掲載する。

①仕様書に関する質問提出場所 基地対策・国民保護課

FAX 095-821-9202 TEL 095-895-2191

②調達手続に関する質問提出場所 物品管理室

FAX 095-894-3468 TEL 095-895-2881

（8）入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書（調達様式第8号）に記載すること。

ウ 入札金額（首標金額）は訂正することができない。首標金額と内訳の単価に数量を乗じて得た金額が異なる場合、首標金額を入札金額として採用する。

エ 入札者は、入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

オ 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められないこと。

カ 再度の入札に限り、代理人が入札することができる。この場合、本人の委任状を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

・郵送の場合

① 入札書は、内封筒及び外封筒の二重封筒で郵送により提出すること。

② 入札書は必要事項に記載、押印（代理人の記名、押印はしないこと）のうえ当該入札書を内封筒に封かんし、当該内封筒に入札書在中、入札者の商号又は名称、入札番号及び入札物品名を記載すること。

③ 入札書は、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）を訂正個所に押印すること。

④ 入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

⑤ 入札書の宛名は長崎県知事とすること。

⑥ 外封筒には、内封筒を封かんのうえ、当該外封筒に、物品管理室、入札者の商号又は名称、代表者職氏名、担当者名及び連絡先（電話番号、FAX番号）を記載すること。

・再度入札の場合

① 入札書は封筒に入れ、封筒に入札者の商号又は名称、入札番号及び入札物品名を記載し提出すること。

② 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（代理人が再度の入札をする場合、委任状に押印されている印鑑と同じ印鑑）を訂正個所に押印すること。

③ 入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

④ 入札書の宛名は長崎県知事とすること。

(9) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・ 入札書開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入れに係る契約の履行の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。

なお、契約の規模については、契約金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。

- ①2,000 万円以上
- ②2,000 万円未満 500 万円以上
- ③500 万円未満

(10) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからコまでにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。また、キ及びソからテまでは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。

エ 入札者が連合して入札したとき。

オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

カ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。

キ 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

ク 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ケ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

コ 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。

サ 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。

シ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。

ス 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

セ 入札書の首標金額が訂正されているとき。

ソ 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

タ 代理人が入札したとき。

チ 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。

ツ 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。

テ 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。

ト 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。

ナ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(11) 落札者の決定

ア 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。

イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代えて、当該入札事務に関係のない県の職員がくじを引くものとする。

ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・開札日において、提出があった全ての入札書を対象に開札を行い、落札者を決定する。
- ・所定の日時及び方法により提出があった入札書を対象とした第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、直ちに、その場で、再度、再々度の入札を行う予定である。また、再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。よって、入札は、見積を含め最大4回となる場合があるので、開札に立ち会う入札者は、入札書（3枚以上）及び印鑑（入札者が代表者本人である場合は、長崎県への届出済の印影と同一のもの。開札に立ち会う者及び入札者が代理人である場合は、委任状の代理人の印影と同一のもの。）を持参すること。
- ・開札に入札者の立ち会いがない場合、当該入札事務に関係のない県の職員の立ち会いのもと、開札を行う。
- ・再度の入札に参加できる者は、開札に立ち会う入札者に限る。
- ・開札に立ち会う入札者がいない場合、再度の入札は行わない。
- ・開札に立ち会う者が代理人である場合、委任状の提出が必要であること。
（※代理人が開札に立ち会う場合、又は代理人が再度の入札をする場合、若しくはその両方の場合においては、適正な委任状の提出がなければ代理人は開札に立ち会うこと及び再度の入札に参加することができない。）

(12) 落札者決定の通知

ア 全ての入札者が開札に立ち会った場合

落札者決定後直ちに開札の場所で入札者に口頭で行う。

イ 開札に立ち会わなかった入札者がある場合

落札者決定後直ちに開札の場所で開札に立ち会った入札者に口頭で行い、開札に立ち会わなかった入札者に対しては、物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において掲載する入札結果一覧表をもって、落札者決定の通知を行ったものとみなす。

なお、落札者が開札に立ち会わなかった場合、落札者に対しては次に掲げる手順により落札者決定の通知を併せて行う。

①落札者決定通知書を落札者にFAX送信する。

②落札者に電話を掛け、①の受信確認を行い、FAX及び電話により、落札者決定の通知を行う。

(13) 入札書及び契約書の作成等

ア 入札書及び契約書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札者の負担とする。

イ 落札通知を受けた日から起算して5日（県の休日を除く。）以内に契約締結ができるよう手続を行い、「契約書（調達様式第106号）」を提出すること。

ウ この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。

エ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

(14) 競争入札の参加資格

ア 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を令和7年10月1日現在で有している者であること。

エ 前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している**中小企業者**であること。

オ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

カ この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

当該調達契約事務に関する担当部局

〔住 所〕 〒850-8570 長崎市尾上町 3－1

〔名 称〕 長崎県出納局物品管理室

〔電 話〕 095-895-2881

Jアラート受信機 調達仕様書

1 調達する物品及び数量

Jアラート受信機 1台

2 物品機器仕様

本装置は、消防庁が作成する J-ALERT 受信機ソフトウェアが動作し、衛星回線及び、地上回線（LGWAN）からの J-ALERT 緊急情報を自動選択受信し、解析処理を行い、緊急時において緊急画面の表示、状況に応じた音声出力、外部接続装置の制御が可能であり、消防庁管理システムにて管理可能な消防庁の認証を受けた装置であること。

機器の仕様については別添「Jアラート受信機 機器仕様書」のとおり

3 納品期限

令和8年3月19日（木）

4 納品場所

長崎県庁 行政棟3階 危機管理部執務室（長崎市尾上町3-1）

5 無償保証期間

納品後1年間（納品時に製造メーカー保証書及び取扱説明書を提出すること。）

6 特記事項

- ・次の作業に関する費用は入札額に含めることとする。

現在設置している Jアラート受信機（危機管理部執務室）の新型機器への取替作業。

庁内 LAN（LGWAN）及び衛星回線への接続（既存の衛星端局及び同軸ケーブル、LGWANからの LANケーブル3本は新システムに流用するが対向試験は必要）

Jアラート受信機操作用パソコンについては、既存のパソコン1台（NEC VersaPro PC-VKT16XDGA3S7）を流用するが設定は必要。

機器の接続、設定、導通試験

- ・納品に関しては、発注者と事前に連絡・調整すること。
- ・現在設置してある受信機については、取替後、指定された場所に一か所にまとめておくこと。

〔留意事項〕

例示品又は上記要求仕様を満たすもの（同等品以上）を納品すること。なお、同等品の場合、事前に同等品承認を得ること。

Jアラート受信機 機器仕様書

・Jアラート受信機

項目			仕様の内容	数量
CPU			Intel Atom x6425E 2.00 GHz (4コア) 相当以上の性能を有していること	1
メモリ			8GByte以上の領域が確保されていること	
保存領域			12GByte以上の領域が確保されていること	
ネットワーク			1000Base-T/100Base-TXに対応していること	
音声出力			ヘッドホン出力端子を有していること	
アラーム表示			J-ALERT受信機ソフトウェアより制御できるアラーム表示(LED等)を有すること	
デジタル出力			8bitデジタル出力を有していること	
衛星受信部	衛星受信機能	対応変調方式	BPSK	
		受信データレート	128kbps	
		誤り訂正方式	ビタビ復号 $r = 1/2$	
		データスクランブル方式	IDR / IESS-308	
		入力周波数	950 ~ 1450MHz	
		信号入力レベル	- 75 ~ - 25dBm	
		衛星受信アンテナ (LNB) 給電	DC+11VまたはDC+15V	
		衛星データ受信性能 (ビット誤り率)	7.5 dB Eb/NO for 10 - 6BER 以上	
	衛星データ受信機能		衛星受信部が受信した衛星データを内部インタフェース経由のソケット通信により、受信機ソフトウェアへ送信する機能を有すること	
	衛星2波プリセット機能		2chの受信周波数が登録でき、受信信号の同期が外れた場合には、登録された別の周波数を自動的にサーチ・受信する機能を有すること	

Jアラート受信機 例示品

・Jアラート受信機

メーカー	品名・型番等
CENTURY SYSTEMS	J - A L E R T 一体型受信機 JARS-3000

この契約は 電子契約に 対応しています

落札（見積）決定後

契約書の作成方法を

選択してください。

※落札（見積）決定業者は
「契約締結に関する届出書」
の提出をお願いします。



電子による契約

契約書を電子(PDF)で作成します。
押印に代えて電子署名を行います。

※印刷・製本・印紙の貼付は不要

or



書面による契約

従前どおり印刷・製本・押印・
印紙貼付を行い、契約書を作成
します。

様式のダウンロード・操作方法等電子契約の詳細
については長崎県HPよりご確認ください。

長崎県 電子契約

検索



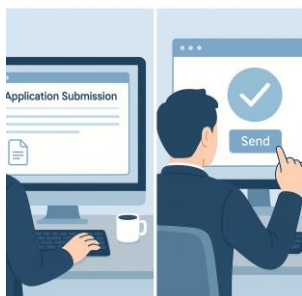


電子契約を使ってみよう！

手続簡単！

3ステップ

- 1 「契約締結に関する届出書」を提出。



メールで提出

電子契約で変わる！

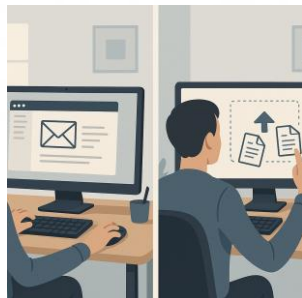
3メリット

- 1 契約にかかる費用を削減



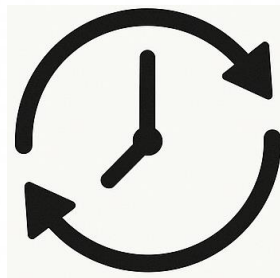
印紙代・郵送代が不要。

- 2 確認依頼メール受信後、内容に同意。



同意する

- 2 契約業務の効率化



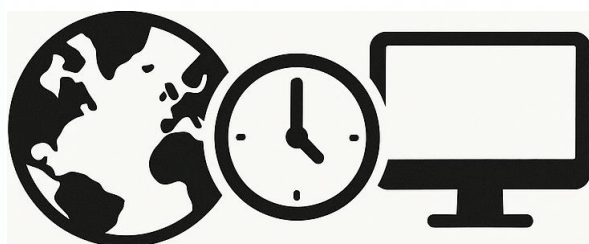
印刷や製本などの作業が不要。

- 3 契約締結後、電子契約書をダウンロードして保存。



契約書は電子で保管

- 3 場所や時間を選ばず契約可能



来庁不要で、いつでもどこでも処理可能。

電子契約の利用に関して、事業者の費用負担はありません